

町民が安全で 安心して暮らせる まちづくりを

安全・安心まちづくり 条例を制定

この条例は、個人の生命、身体及財産に危害を及ぼす犯罪、事故、災害等を未然に防止し、町民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現を推進するために制定するものです。

自らの安全は自らが守るという自己防衛意識のもとに、町、町民、事業者それぞれの責務を明らかにし、それぞれの連携及び協力により行われる自主的な活動を基本としています。



国民健康保険条例の 一部改正

高齢者の自己負担割合が

引き上げられます。

2割
↓
3割

70歳以上の高齢者のうち、所得の多い高齢者の人は、現役世代と同様に医療費の自己負担割合が2割から3割となります。

現役並みの所得者とは、70歳以上の人の年収が高齢者夫婦二人世帯の場合520万円以上、単身世帯で383万円以上の方が対象となる見込みです。

出産育児一時金が引き上げられます。

30万円
↓
35万円

出産育児一時金が一児につき現行の30万円から35万円に引き上げられます。ともに国民健康保険法の改正に伴うもので、10月1日から施行されます。

特別会計補正予算

●国民健康保険事業（第1号）

1億7518万円を追加

【予算総額1億7596万円】

国民健康保険法の改正と新規事業として保険財政安定化事業の採択によるものです。保険税の適正賦課と収納率向上のために、滞納整理の指導業務委託料と国保税徴収のための公用車購入に186万9千円が計上してあります。

保険財政安定化事業は国民健康保健の財政安定化をはかるもので、県内の市町村が国保連合会へ拠出金を拠出してレセプト1件あたり30万円を超える医療費に係る給付費を交付金として交付する制度です。1億4721万7千円計上してあります。

●水道事業会計（第1号）

収益的支出の予算額を2億3478万8千円に、資本的収入及び支出の予定額を収入5百万に、支出を1億1952万1千円とするもので、送・配水管の布設替工事と水源地のポンプ取替え工事の他、配水池の水位計や流量計の修繕料です。